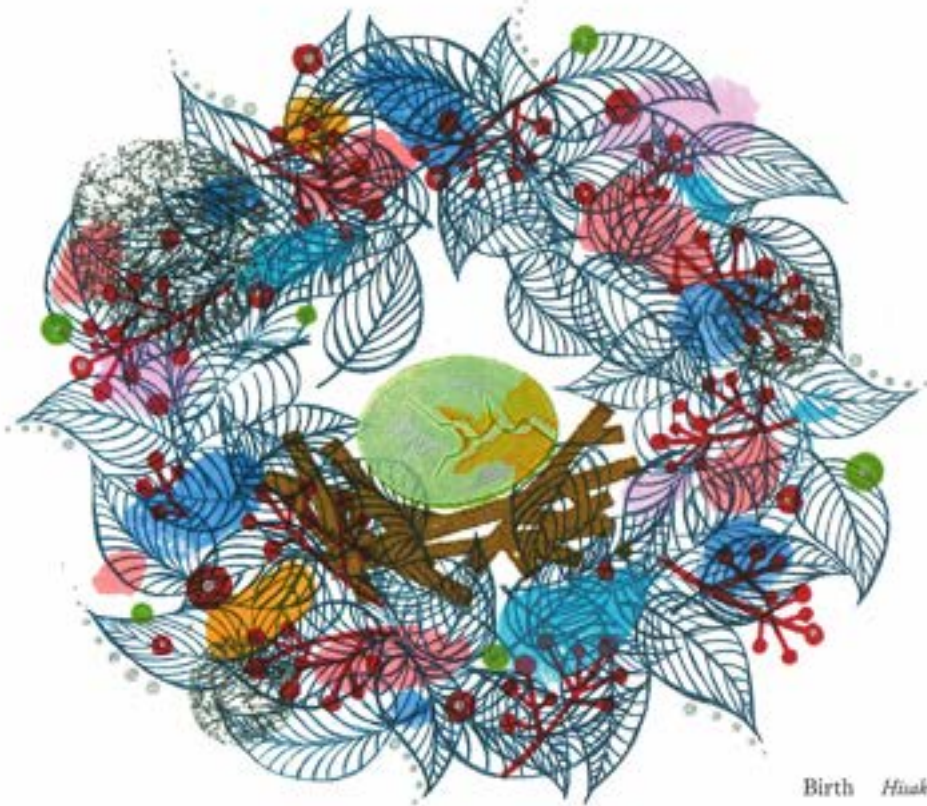


ちくし 法律事務所

The guardians of Rights
2017 NEW YEAR NEWS



Birth Hisako Obba ©

【新しい扉をひらいて】

ペーパー・スクリーン版画 大場 寿子



弁護士
稲村 晴夫

Haruo Inamura

昨年のアメリカ大統領選挙におけるトランプ現象とイギリスのEU離脱は、欧米社会においてこれまでにない地殻変動が生じていることを私達に認識させました。

日本においても、戦後日本の枠組みを作ってきた現憲法の改正議論が本格化してきています。昨年は憲法改正を強力に推進している日本会議に関する本が出版され、私もそのいくつかを読みました。

これらの本を読んで、日本会議の論客達が現憲法の三原則（国民主権・平和主義・基本的人権の尊重）を「日本と日本人をダメにした元凶である」として、これを否定する憲法観を有しており、彼らが真にめざしているのは天皇を中心とした明治憲法下の社会であることを知りました。

私達は時代錯誤的な憲法改正を許さず、立憲主義と憲法三原則を擁護する立場から、大同団結して草の根運動を展開してゆく必要があるのではないのでしょうか。

世界と日本の社会が大きく変容して歴史的岐路に立たされている現在、世界でも日本でも国民ひとりひとりが選択を問われる年になりそうです。

本年もよろしくお願致します。

寄稿

つくしに響くミュージカルの歌声

堺 博紀

Hironori Sakai



筑紫のまちの子どもたちでミュージカルを公演できないか？

二〇〇九年、つくし青年会議所の仲間がこんなことを思いつきました。

つくし青年会議所は、四〇歳以下の青年の集まりで、筑紫地域を明るくするためにであれば、こんな夢のような思いつきであっても、ひたむきな情熱で実現させていきます。

悪戦苦闘しながら公演にこぎつけた市民参加型ミュージカル。そこにあったのは、子どもたちの高らかな歌声、生きていることの喜びが伝わってくるような躍動するダンス。

つくし青年会議所は、二〇一二年まで毎年この事業を続け、二〇一三年には、独立の運営組織として「つくしドリームミュージカル運営委員会」(TDM)が設立され、つくし青年会議所から事業を引き継ぐこととなりました。

私は、つくし青年会議所の二〇一一年度の理事長として、また、TDMの成立後はその運営メンバーとして、この事業に携わってまいりました。

二度目のミュージカルからは、筑紫地域の歴史や文化を織り込んだオリジナルのシナリオが作成されるようになり、子どもからお年寄りまでたくさんの方々に舞台に立っていただくようになりました。公演会場は、年ごとに筑紫地域の四市一町をまわっていく形となり、現在はその二まわり目に入っています。

市民参加型といっても、大ホールで多くの皆様にご覧いただく本格的な公演ですので、出演者には、台詞、歌、ダンスと、数か月にわたる厳しい稽古が求められることとなります。参加する子どもたちは、稽古を通じて、自分の殻を破り、限界を乗り越え、仲間への信頼や友情を育みながら、地域の歴史、文化や温もりを知って、ひとまわ

りもふたまわりも大きく成長していきます。

子どもたちが成長していく姿を見るのが楽しくて、ミュージカルにハマってしまった大人たちも少なくありません。私たちのミュージカルの輪は、年々広がっていています。ちくし法律事務所さんにも、一年目の公演のときから協賛をいただいています。

私たちのまちに暮らす人々が、私たちのまちの物語を、歌やダンスで活き活きと表現していく、私たちがつくる市民参加型ミュージカル。

本年度も、三月ころの出演者募集から夏の公演本番にむけたスケジュールで、事業を進めてまいります。興味をもっていただいた方は、ぜひ「つくしドリームミュージカル」のホームページ、オフィシャルブログ、フェイスブックをご覧ください。

公演の日に皆様にお目にかかれることを心から楽しみにしております。

プロフィール
つくしドリームミュージカル運営委員会 顧問
つくし青年会議所第40代 理事長(2011年)
筑紫野市管工事協同組合 理事長
中央設備株式会社 代表取締役

寄稿

町内会の老人クラブに対する不当な処分と闘う

むつみ会

Mitsumi



私達は「むつみ会」という老人会です。西鉄二日市駅に程近い筑紫野市宮田町に住んでいる高齢者五十〜六十名が会員となっています。

宮田町は昔、二日市八幡宮の荘園であったようですが、現在は駅から近いということで住宅が立ち並んでいます。昭和六一年には念願の宮田公民館も完成しました。その後、老人の生きがいづくり、地域貢献を目標に、老人会（現在のむつみ会）もでき、先輩方の尽力で活発に活動してきました。

そんな中、むつみ会に嵐のような出来事がありました。平成二三年に新しく就任した宮田町町内会長が、むつみ会を敵視し、高圧的な態度で、次々と不条理な要求を突き付けてきたので

す。私達はなんとか話し合いで解決できないものかと随分腐心しましたが、平成二五年一〇月には町内会から「むつみ会の公民館使用禁止」を通告されました。市は町の自治には不介入ということでした。私達は例会の場所も確保しなくてはならず途方に暮れました。

万策尽きて、ちくし法律事務所の稲村先生に相談しました。先生は、私達の話聞いて、「正当な理由がないにもかかわらず、老人会に対して公民館の無期限使用禁止にするような不当な処分がまかり通るはずがない」と私共の思いを理解してくださり、訴訟を提起することにしました。

裁判は、町内会会員でもある私たちが町内会を訴えるわけですから、様々な苦勞がありました。むつみ会の会員が何とか最後までとまって裁判を終えられたことは、本当に幸いな事では

した。

稲村先生は、むつみ会の例会にも数回来られ、むつみ会会員だけでなく、一般町民にもわかりやすく裁判のことを説明してくれました。稲村先生には、むつみ会有志の意見も丁寧に聞いていただき、一人一人が裁判に参加したという感覚を得られたのは大きな収穫でした。

会員皆で裁判の傍聴にも行きました。相手側の証言の矛盾を的確に突く稲村先生の反対尋問に皆、胸のすく思いでした。

裁判の判決は、公民館使用禁止措置は、町内会の権利濫用とされ、むつみ会の全面勝訴で終わりました。

むつみ会にとって不安な日々も終わり、三年ぶりに、宮田公民館で例会もできるようになりました。

これからは、会員それぞれ健康を第一に老人会活動を楽しくやっています。と思っています。



Roof II Keisuke Ohba ©

事件報告

いじめや体罰による児童の自殺に保険支給を！



弁護士
田中 謙二
Kenji Tanaka

日本スポーツ振興センターの災害共済制度というものをこ存知でしょうか。いわゆる学校保険で、例えば部活でのケガなどに治療費等が給付されます。

私は、十年ほど前に、いじめ自殺の事件に携わり、この制度を深く知るようになりました。

その当時は、校内で中学生が自殺すると、その原因が何であっても保険金が支給されるものの、他方で、校内でいじめを受けていても、自殺の場所が自宅であると保険金は支給されないという扱いでした。

私たちは、文科省に働きかけて、いじめなど自殺の原因となった事件が校内で起きていれば保険金が支給されるという制度改正を勝ち取りました。

しかし、これは小中学生に限ったことで、高校生には別の問題が残っていました。「高校生は成熟した判断能力を持っていて、その上で自殺したのだから、原則として保険金は支給しない」といった趣旨の政令があったからです。

平成二六年初め、迫田弁護士から、この件を何とかしたいという話を持ちかけられました。前年に東京での政令を是認する旨の判決が出ていたということで、司法での解決は難しくなっていました。

力になってくれる与党議員を探しあてて、政治での解決を引きだそう。こんな思いが湧いてきました。幸い、これまでの弁護士活動で、与党議員にもひとり、ルートができていました。

私は、その議員の派閥メンバーの中に元教員の経歴を有するF議員を見つけ、会わせてもらうことにしました。F議員は「高校生が自殺するのにも成熟した判断能力なんてあるはずがない」と怒ったようにつぶやき、文科省副大臣との面談を取り付けてくれました。副大臣との面

談を果たした後は、担当の官僚との意見交換の場も設けられました。こう書くとトントン拍子ですが、ここまでで一年以上かかりました。その途中では、仲間が資料を作成してくれたり、井上弁護士が持ち前の笑顔で面談の席を和やかにしてくれたりもしました。

そして、平成二八年九月、政令改正が閣議決定されました。いじめなど本人の責任外のストレスで生じた自殺には保険金が支給されるという内容でした。この改正にむけて、多くの方々が様々な働きかけをしておられました。私たちの働きは、その中の小さなひとつでしかありません。

児童がいじめなどで自殺するという痛ましい事象に手をさしのべるのができなかった共済制度は、二度の改正によって血の通ったものへと変わってきました。そこには、大事なメッセージがあります。

「私たちの思いや行動によって、私たちの社会はもっと温もりのあるものに変えることができる」



Bird Keisuke Obba ©

2017 NEW YEAR NEWS



井護士
浦田 秀徳
Hiromasa Umeta

四苦八苦しながら「平家物語」を岩波文庫で読み進めています。祇園精舎の鐘の聲、諸行無常の響きあり。沙羅双樹の花の色、盛者必衰の理をあらはす。おこれ

る人も久しからず、ただ春の夜の夢のごとし。たけき者も遂にはほろびぬ、ひとへに風の前の塵に同じ。時代の変革期、内外が大きく揺れ動くなか、ことに厳しい局面において、人としてどう生きるか、美しく生きられるのか、40年の時を経て学生時代とはちがう感慨があります。



井護士
迫田 登紀子
Takako Sekida

80代の方々の、若いのお手伝いをさせてもらっています。障害を持つ子どもさんの後見、亡き家族の遺産相続、自身の財産管理や遺言、そして、これからの道筋を示すこと。

「私のように困っている人はたくさんいると思うの。たすかるわ。」と言われました。年齢を実感され、これから困られたとき、どうぞおこしくください。



井護士
井上 茉彩
Mai Inoue

今年の事務所旅行は秋の京都でした。同志社大学法科大学院卒業の私と森弁護士にとっては思い出の街。学生時代、よく勉強が嫌になって遊びに出かけたよね。笑。南禅寺や仁和寺、嵐山の紅葉、ライトアップされた高台寺の夜間拝観、学生時代には足を伸ばせなかった神護寺や桂離宮にも行ってきました。

童心に戻り、迫田家のもちちゃんと力いっぱい遊びました。旅行から帰り、可愛い似顔絵の贈り物をいただき、もう、メロメロです。

井護士
森 俊輔
Shunroku Mori

昔から「餅は餅屋」と申します。同じように「車は車屋」でしょうし、「歯が痛いなら歯医者」です(そのような語はありません)。



この仕事をしていると、様々な専門知識にぶつかります。その度に様々な専門家のお力添えを頂きます。そういった各種専門家の方々との人脈の有無は、弁護士の力量のつかもかもしれません。ところで、どなたか「素敵な父親になる方法」に詳しい専門家の方をご存知ではないでしょうか。

井護士
山野 和也
Kazuya Yamano

弁護士になり丸2年が経ちました。最近少しずつですが、「○○さんの紹介で相談に来ました」という方が増えてきています。

人の輪が広がってきていることを実感します。

深刻な悩みを抱えて相談に来られていた紹介者の方が元気に暮らしているという話を聞くと、本当にこの仕事をしていてよかったと思います。日々の原動力です。

これからも、人の輪を大切にしていきたいと思っています。

「冬と言えば…」

アロマティフューサー。

夏は加湿される気がして、ほとんど使いませんが、寒くなると毎日いい香りに包まれて寝ています。

堀下

我が家では毎週金曜の夜は鍋です。シメは土曜の昼食べます。特にトマト鍋翌日のチーズたっぷりハハットは大人気です。

入江

南国生まれのはずなのに、結構冬は好きです。人里離れた雪深い温泉で、ゆつたり雪見酒したいな～。

行田

球根の水栽培に良い時期だと知り11月頃からムスカリノの成長を見守っています。早く水につけすぎたせいか葉がこうのように伸びまくります

…咲くかな…

吉田

布団乾燥機が大活躍する季節。布団乾燥機でお布団をふかふかに温めてから寝ます。

至福の時間です♪ 柴田

空気がひんやり冬が近づいてくると、今年は子供と雪だるま作りや雪合戦をしようとワクワクでもいざ大雪になるとほかほかコタツの魔力から抜け出せません…。

佐々木

冬生まれのせいか結構冬が好きです。特に雪。

雪がちらつくとわくわくし、少しでも積もると雪だるまを作らずにはいられません。

原田



セミナーのご案内

ちくし法律事務所では、平成23年秋から「セミナー」を定期的で開催しています。身近で生活に役立つ法律のお話を、ちくし法律事務所の弁護士がわかりやすく解説いたします。私たちとともに、おとなの手習いはじめてみませんか？

どなたでも参加でき、**受講は無料**です。事前の予約も必要ありません。お気軽にお越し下さい。平成29年前期の日程や会場は次のとおりのお予定となっております。

②、④、⑤の会場については、まだ予約ができていませんので、変更の可能性があります。ちくし法律事務所ブログ（「ちくし法律事務所のニュース」で検索）で確認していただくか、お電話（092-925-4119）にてお問合せいただくと確実です。

- | | | |
|-------------------------|-----------------|---------------------------|
| ①平成29年 1月24日(火) 19時～ | 筑紫野市・生涯学習センター | 弁護士森俊輔による「交通事故」の講座 |
| ②平成29年 3月11日(土) 10時30分～ | 太宰府市・いきいき情報センター | 弁護士迫田登紀子による「エンディングノート」の講座 |
| ③平成29年 5月25日(木) 19時～ | 大野城市・まどかびあ | 弁護士田中謙二による「中小企業法務」の講座 |
| ④平成29年 7月13日(木) 19時～ | 筑紫野市・生涯学習センター | 弁護士井上栄彩・山野和也による「家庭と法」の講座 |
| ⑤平成29年 9月13日(水) 19時～ | 太宰府市・いきいき情報センター | 弁護士森俊輔による「労働」の講座 |



ちくし法律事務所
CHIKUSHI LAW OFFICE



〒818-0056 福岡県筑紫野市二日市北1丁目1番5号
代表TEL 092-925-4119
代表FAX 092-925-4127
URL <http://www.chikushi-lo.jp/>